

倉敷市普通河川等使用許可基準

第1章 総 則

(目的)

第1条 この基準は、倉敷市道路および普通河川等管理条例（昭和43年倉敷市条例第84号。以下「条例」という。）に関する普通河川等使用許可事務を適正かつ効率的に行なうため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 橋 梁 架 設

(用途等)

第2条 橋梁架設は、次に示すとおり敷地の出入り橋（水路横断）に限り許可することとし、車庫・物置等として利用する橋梁、道路拡幅等の理由によるものは原則として許可しない。

- (1) 個人住宅の出入り・農地及び農業用倉庫出入り・営業用（店舗及び事務所、資材置場等への出入り、貸家、共同住宅への出入り、分譲住宅への出入り）等
- (2) 道路位置指定道路
- (3) 開発行為に伴う道路

(設置数)

第3条 橋梁架設は同一敷地内には原則として1箇所とする。ただし、特別な理由により2箇所以上の設置を希望する場合は理由書、土地利用計画図等を提出させ、現地調査及び申請理由を勘案し判断する。

(構造及び強度)

第4条 水路等の維持管理上支障とならないよう、水路断面を十分確保すること。

- 2 橋梁下の清掃のため、清掃口を設置するなど、橋梁下の管理がしやすい構造とすること。
- 3 水路護岸に負担がかからないように、橋台を設置する等措置を講じること。
- 4 橋梁の強度は、予想される荷重に耐えられるものとする。
- 5 隣接する橋梁との間を十分にとること。

(幅員)

第5条 橋梁架設は原則として幅員4.0m以内で必要最低限のものとする。なお、幅員4.0mとは、すみきりや地覆を含むものである。

- (1) 個人住宅の出入、農地及び農業用倉庫出入り、営業用（店舗、事務所及び資材置場等への出入り、貸家、共同住宅への出入り、分譲住宅への出入り）等の橋梁

幅員（すみ切り部分を含む）が4.0mを超えるものについては「理由書」を提出させ、特別な場合を除き最大でも幅員6.0m程度とし現地調査及び申請理由を勘案し判断する。

主な理由としては次のとおりとする。

- ①前面道路の有効幅員（歩道を含む）が4.0m未満のとき
 - ②大型車が入り出すとき
 - ③車の保有台数増加により敷地駐車場に出入りのため4.0mを超える橋梁が必要な場合で敷地の状況を勘案しやむを得ないと思われるとき
 - ④地覆等の転落防止施設の設置がやむを得ないと思われるとき
- (2) 道路位置指定による道路
原則として、建築基準法に基づく道路位置指定指導要綱で定める最小限のものとする。
 - (3) 開発行為に伴う道路
原則として、岡山県土木部建築指導課の開発許可制度に関する技術的基準で定める最小限のものとする。
 - (4) その他の法令等により特別に基準等が定められているときは、その基準等に定める最小限のものとする。

(清掃口)

第6条 橋梁下の清掃等維持管理のため、橋梁幅員、水路の状況および地域の状況を考慮し、清掃口を設置すること。

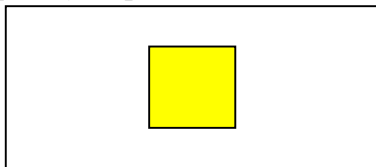
(1) 幅員(すみ切り部分を含む)が4.0m以内のもの

- ① 原則として清掃口は必要としない。
- ② 水路幅員が狭く(50cm未滿)または高さが低い(1.0m未滿)など水路清掃の困難が予測される場合は清掃口を設置するか、グレーチング・コンクリート蓋等の取り外し可能なものとする。

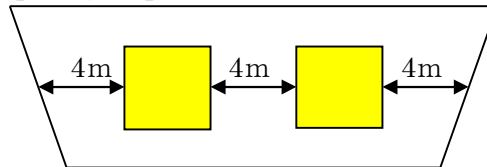
(2) 幅員(すみ切り部分を含む)が4.0mを超えるもの

- ① 原則として清掃口を設置すること。
- ② 設置する清掃口は、清掃口間おおむね4.0mごとに1箇所設置すること。
- ③ 橋梁がやむを得ず連続し、既設橋と新設橋の合計幅員が4.0mを超える場合は、原則として清掃口を設置するものとする。
- ④ 架橋してもなお、水路底から橋梁下部までの高さが十分あり、水路の清掃活動等、維持管理に支障がないと判断される場合(水路底から橋梁下部の高さが1.5m・水路幅1.0m以上)は、必ずしも清掃口は必要としない。

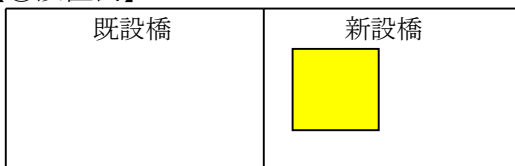
【①設置例】



【②設置例】



【③設置例】



(3) 清掃口の大きさ

有効開口部の大きさは原則として1箇所につき700mm×700mm以上とし、片側が700mm取れない場合であっても水路下の清掃作業ができるように、有効開口部が0.5㎡以上となるように設置すること。

ただし、水路の状況によっては次のとおりとすること。

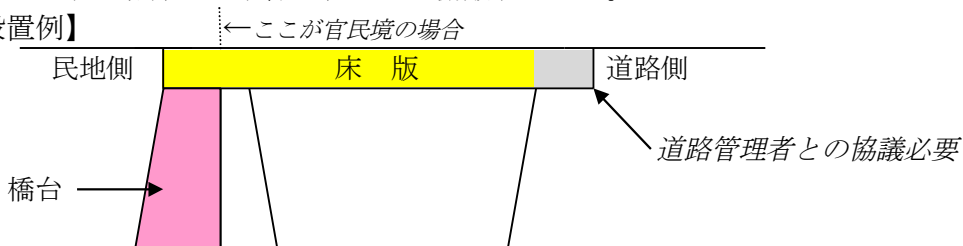
- ① 水路幅が0.8m以上で、かつ水路底から橋梁下部の高さが1.0m以上では1箇所の有効開口部は700mm×700mm以上とする。片側が700mm取れない場合、最低でも500mm以上の有効幅をとり、500×1000mm、600×900mmなど0.5㎡以上の清掃口とすること。
- ② 水路幅が0.8m未滿で、かつ水路底から橋梁下部の高さが1.0m未滿では1箇所の有効開口部500mm×500mm以上とすること。

(4) 上記によること以外の場合は別途協議すること。

(橋台)

第7条 水路護岸へ負担をかけないようにするため、原則として橋台を設置すること。ただし架橋先が道路の場合は道路管理者と別途協議すること。

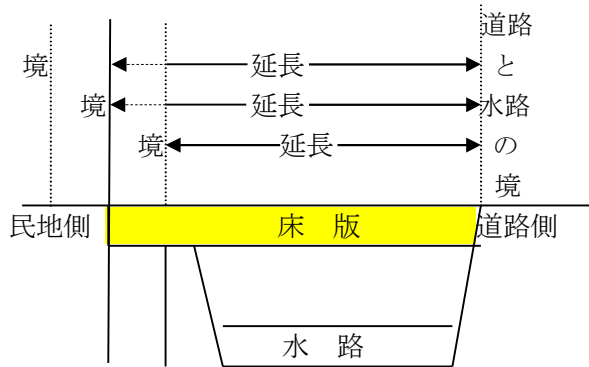
【設置例】



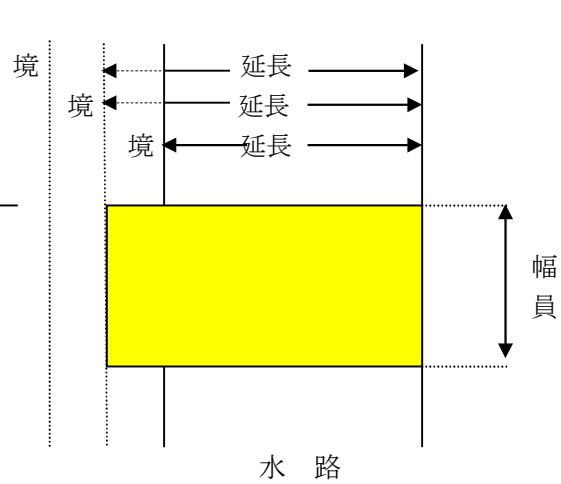
(使用面積)

第8条 官地水路上にある構造物の面積とする。(次図参照)

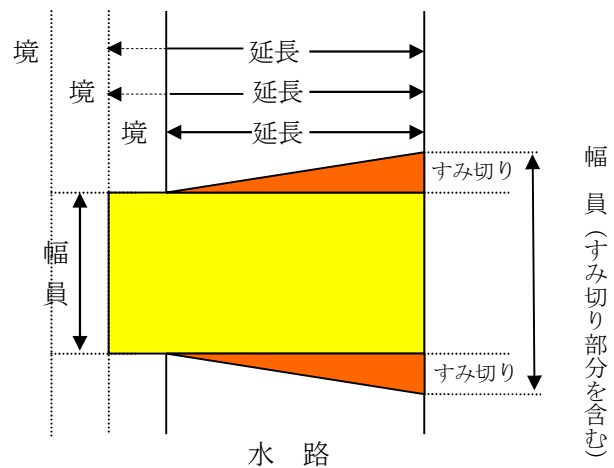
【横断面図】



【平面図 (すみ切りなし)】



【平面図 (すみ切りあり)】



第3章 ゴミステーション

(用途等)

第9条 ゴミステーション設置については、他に適当な設置場所がなく、設置しても水路等の維持管理上支障がない場合に限り許可する。

- 2 ゴミステーションは地区における共同利用施設であり、地区住民の代表者において申請すること。なお、個人的な目的でのゴミ置場は許可しない。

(構造等)

第10条 水路等の維持管理の支障とならないよう、水路断面を十分確保すること。

- 2 使用幅員は原則として4.0m以下とする。ただし、4.0mを越えるものは設置者等の意見を勘案し判断する。
- 3 清掃口については橋梁と同様の基準で設置すること。
- 4 橋台は水路護岸に悪影響を及ぼす恐れがある場合に設置するものとし、水路内には原則として支柱を設置しないこと。
- 5 水路にゴミ等が落下しない構造とすること。

(使用面積)

第 11 条 官地水路上にある構造物の面積とする。

第 4 章 電 柱 類

(用途等)

第 12 条 電力供給及び電話通信路設置のため、電柱その他類するものの設置については、公益上やむを得ないと認めるものは、他に適当な設置場所がなく、水路等の維持管理上支障がない場合に限り許可する。

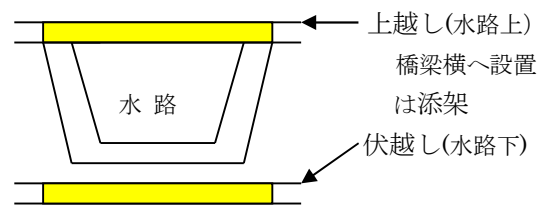
第 5 章 管 類

(用途等)

第 13 条 水道事業、ガス事業、電力事業、電気通信事業、下水道事業等公益上やむを得ないと認めるものは、水路等の維持管理上支障がない場合に限り許可する。

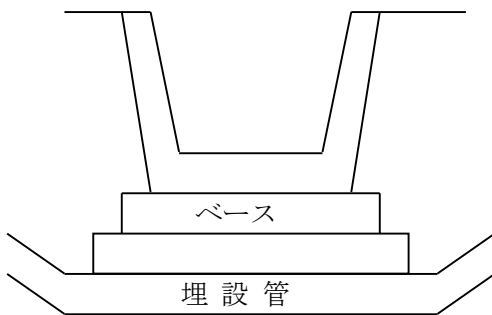
(設置場所)

第 14 条 上越しの場合、通水に支障のない高さに設置すること。
2 床版の下は水路の維持管理上支障となるので、添架・伏越しもしくは橋梁内とする。

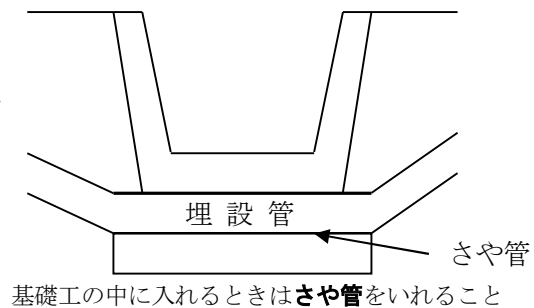


3 伏越しの場合は次の図面のとおりとする。ただし、水路の状況によっては別途協議すること。

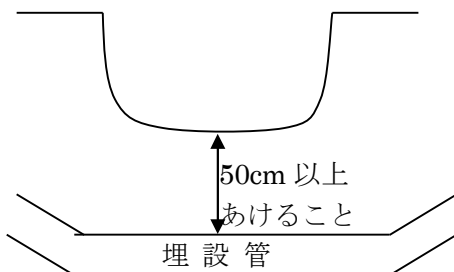
【水路改良部】



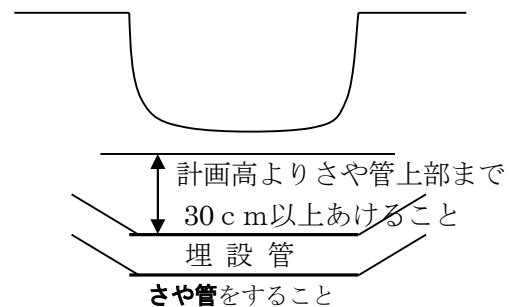
または



【水路未改良部】



または



4 縦断方向への設置は、一時使用の場合を除き許可しない。ただし、真にやむを得ない場合はこの限りでない。

第6章 土地の形状変更

(用途等)

第15条 水路、堤塘、溝岸等の形状変更について、水路等の維持管理上支障がないよう施工すること。

- 2 護岸、擁壁等設置は原則として民地内施工とし、施工後は申請者(施工者)で管理する。ただし、官地内に施工しても支障がないと思われるもの及び、水路改修計画がある場合で、計画通り施工するものについては官地内施工とし、施工後は市が管理する。

第7章 汚水等放流

(浄化槽処理水放流)

第16条 浄化槽処理水放流については、普通河川等使用許可申請により審査していくこととする。なお、本市においては、岡山県児島湖環境保全条例で浄化槽処理水放流の規制がされている区域があるので、この規制も考慮しながら審査を行うこととする。

(浄化槽処理水放流許可基準)

第17条 審査は浄化槽の規模(人槽)、許可事例をもとに行うこととする。

- 2 放流先水路に適切な放流許可事例がない場合は、現地確認や地元農業土木委員の意見等を参考にして判断する。
- 3 放流経路において、第三者の土地や排水施設を利用する場合は、その所有者の承諾を得ること。
- 4 100人槽以上の浄化槽設置の場合は、市担当課、地元農業土木委員、浄化槽業者、申請者において現地立会のうえ判断する。
- 5 放流先経路において、公道側溝を経る場合は普通河川等使用許可申請は不要である。ただし、道路管理者から移管を受けているものについては普通河川等管理者が許可を行うこととする。

(雨水放流)

第18条 雨水放流は自然現象に起因するものであり、普通河川等使用許可申請は不要とする。開発行為に伴うものは、都市計画法第32条の規定により同意することとする。この場合地元農業土木委員等関係者の意見を聴取すること。

(家庭汚水放流)

第19条 浄化槽処理水放流を除く家庭汚水の放流は、人間が生活を営むうえで必要不可欠な行為であり、放流を拒むことはできないので普通河川等使用許可申請は不要とするが、各家庭において水質汚濁防止のための努力を行なうこと。

(事業による排水)

第20条 事業活動に伴う排水については、普通河川等使用許可は行わない。各事業者は関係法令等を遵守し、水質汚濁防止のための処置を適正に行なうこと。開発行為に伴うものは、都市計画法第32条の規定により同意することとする。この場合、地元農業土木委員等関係者の意見を聴取すること。

第8章 上空通路

(用途等)

第21条 上空通路は、原則として横断用のものとし、次の各号のいずれかに該当する場合に限り許可する。ただし、市長が特別に認める場合にはこの限りでない。

- (1) 学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行に必要なもの
- (2) 多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもの

(設置数)

第22条 上空通路は、同一建築物について1箇所とする。ただし、建築物の用途及び規模により2箇所以上の設置を希望する場合は、理由書、建築物の構造図等を提出させ、現地調査及び申請理由を勘案し判断する。

(構造)

第23条 上空通路の高さは、電線等の高さや、水路護岸からの高さを考慮し、これらの物件に支障を及ぼさないようにすること。

第24条 上空通路は水路護岸へ負担をかけない構造とし、通水管理に支障が無い構造とすること。

(幅員)

第25条 上空通路の幅員は、通行する人数又は運搬する物品の数量に応じて最小限度とすること。

第9章 その他の使用物件

(一時使用)

第26条 工事のための出入り橋、足場設置、資材置場等、真にやむを得ない場合に一時使用を許可するものとし、設置においては水路構造物及び流水に悪影響を及ぼさない構造とすること。

2 使用許可期間内に撤去すること。

(広告・看板類)

第27条 広告・看板類は原則として許可しない。なお、以前より広告、看板類で許可を得ているものについては、経過措置として認めることとするが、施設の更新は原則として認めない。

(その他工作物)

第28条 水路上を駐車場、物置、構築物及び工作物等に使用することは原則として認めない。

第10章 その他

(申請について)

第29条 使用目的の異なるものは原則として別個の申請とする。ただし、関連があるものはこの限りでない。

2 水路等を使用する者は、水路等に設置する物件に接して土地を所有する者で、それ以外の者が使用する場合は土地所有者等の承諾を得ること。また、土地の権利を有する者が他にいる場合、その土地等の権利関係者にも承諾を得ること。隣地の前にはみ出して橋等を架ける場合は、その土地所有者及び権利関係者の承諾を得ること。

(橋梁拡幅における変更許可申請書の使用について)

第30条 同一敷地の出入り橋拡幅のため、既設橋に連続した新設橋を架ける場合、変更許可申請により受付すること。

2 変更許可することにより使用料が発生した場合、その年度の使用料については変更許可した月から計算し、徴収すること。

(地区代表者の意見聴取)

第31条 申請にあたっては、地区農業土木委員、水利委員等関係者の意見を聴取すること。

(添付書類)

第 32 条 普通河川等使用許可申請に必要な書類は次のとおりとする。

(1) 橋梁等工作物

- ① 付近見取図, 平面図, 横断面図 (各 2 部)
- ② 構造図, 丈量図 (各 2 部) (平面図、横断面図に明記しても可)
- ③ 現場写真 (1 部)
- ④ やむを得ず橋梁幅員 (すみ切り部分を含む) が 4.0m を越える場合は理由書・水路清掃誓約書
道路位置指定による道路及び開発行為に伴う道路については、幅員 (すみ切り部分を含む) が 4.0m を超えるための「理由書」は省略してもよいこととする。ただし、用水の通水、水路構造物に支障があると考えられる場合で必要と認めるものは、別途協議することとする。また、「水路清掃誓約書」についても省略してもよいこととし、許可条件に付すこととする。開発道路等が開発者より分譲地購入者へ使用権承継となる場合は、開発業者より分譲地購入業者へ水路清掃のことを引き継ぐこととする。ただし、橋梁完成後市へ帰属する場合「水路清掃誓約書」は必要としない。
- ⑤ 橋梁をやむを得ず他人の土地にはみ出して架ける場合はその土地所有者の同意書
- ⑥ その他指示する書類

(2) 浄化槽処理水放流

- ① 付近見取図, 放流経路図 (各 2 部)
- ② 構造図 (浄化槽形式認定シート) (各 2 部)
- ③ 放流先水路の現場写真 (1 部)
- ④ 誓約書 (浄化槽の維持管理等)
- ⑤ その他 (放流先水路までの放流経路において第三者等の土地及び施設を通る場合の承諾書など)

(使用期間)

第 33 条 使用期間は形状変更、一時使用を除き 5 年間とする。

(その他)

第 34 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。